平成２３年（フ）第３４１２号
大阪市港区磯路１丁目１番８号　灘浜第２ビル201号
債務者　藤井　悦子（旧姓馬渕）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２３号
大阪府豊中市豊南町東２丁目８番２号
債務者　友利　順平
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８１号
大阪府守口市金下町２丁目３番12―206号
債務者　小坂　敏樹
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７６号
大阪市西成区千本南２丁目14番29号ラフォーレ千本南５Ｂ
債務者　山元精三郎
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８８号
大阪府高槻市南大樋町１番１―233号
債務者　清部由美子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３６号
大阪市北区天満４丁目16番８号　ハイツ天満宮101号室
債務者　野原　　修
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９９号
大阪府寝屋川市萱島本町６番７号
債務者　森田　順次
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５０号
大阪市淀川区東三国６丁目１番40―504号
債務者　續田　郁子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５４号
大阪市浪速区塩草２丁目２番１号　ニュー神田マンション202号
債務者　川名美知子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２３号
大阪市此花区春日出北１丁目14番12号
債務者　大厩　政男
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９４３号
大阪府池田市鉢塚３丁目８番17―102号
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５２号
大阪市東淀川区東中島５丁目１番５号　国本エレガンス新大阪302号
債務者　永島　久枝
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５８号
大阪府豊中市蛍池北町１丁目１番９―305号
債務者　松本美津子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８２号
大阪市住之江区安立２丁目11番３号701号、前住所大阪市住之江区安立２丁目11番３号平田マンション404
債務者　和田　成喜
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１３号
大阪市東住吉区矢田１丁目20番４号パシフィック長居公園通　302号
債務者　早川　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８７号
大阪府東大阪市客坊町１番12号
債務者　川﨑　　護
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０９３号
大阪府摂津市北別府町３番12号
債務者　浜口　裕士
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部